

案件1 事前質問・意見等について

| | | | | |
|------|---|-----------------------|-----|--------------|
| ① | | | 質問者 | 溝江委員 |
| 質問意見 | これまでの審議会の意見を踏まえ、全体として見やすくかつ分かりやすいものとなっている。 | | | |
| 回答 | 〔環境政策課〕 ○ありがとうございます。今後も市民が理解しやすい計画等の作成に努めます。 | | | |
| ② | 資料1-2 | 修正箇所のページ数の間違い | 質問者 | 溝江委員 吉野委員 |
| 質問意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・項目10 49ページ → 48ページ ・項目11 52ページ → 51ページ ・項目12 55ページ → 54ページ ・項目13 56ページ → 55ページ | | | |
| 回答 | 〔環境政策課〕 ○ご指摘の通り誤りがありました。たいへん申し訳ありませんでした。 | | | |
| ③ | 資料1-3 | 八戸市一般廃棄物処理基本計画（案）【答申】 | 質問者 | 千葉委員 |
| 意見質問 | <p>「プラスチック資源循環促進法」（以下、「プラスチック新法」）が施行されますので、どこかに記述してはと思います。</p> <p>たとえば、八戸市一般廃棄物処理基本計画（案）【答申】4p「3.位置づけ 図2」にプラスチック新法を位置づける。</p> <p>あるいは、41p「第6節」に、プラスチック新法について簡単な解説を加え、八戸市として適切な分別や回収を市民に呼びかける。</p> | | | |
| 回答 | 〔環境政策課〕 ○4ページの図2において、「容器包装リサイクル法」などと同列に位置づけいたします。 ○正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」ですが、環境省が略称としている「プラスチック資源循環法」を用います。 | | | |

3. 位置づけ

本計画は、上位計画にあたる当市の総合計画「第7次八戸市総合計画」（以下、「総合計画」という。）、「第2次八戸市環境基本計画」、環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）、青森県が策定している「第4次青森県循環型社会形成推進計画」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や共同処理をしている関係2町（階上町、南部町）におけるごみ処理基本計画等についても齟齬を来さないように配慮しています。

以下に、本計画の位置づけと関係法令の関係図を示します（図2）。

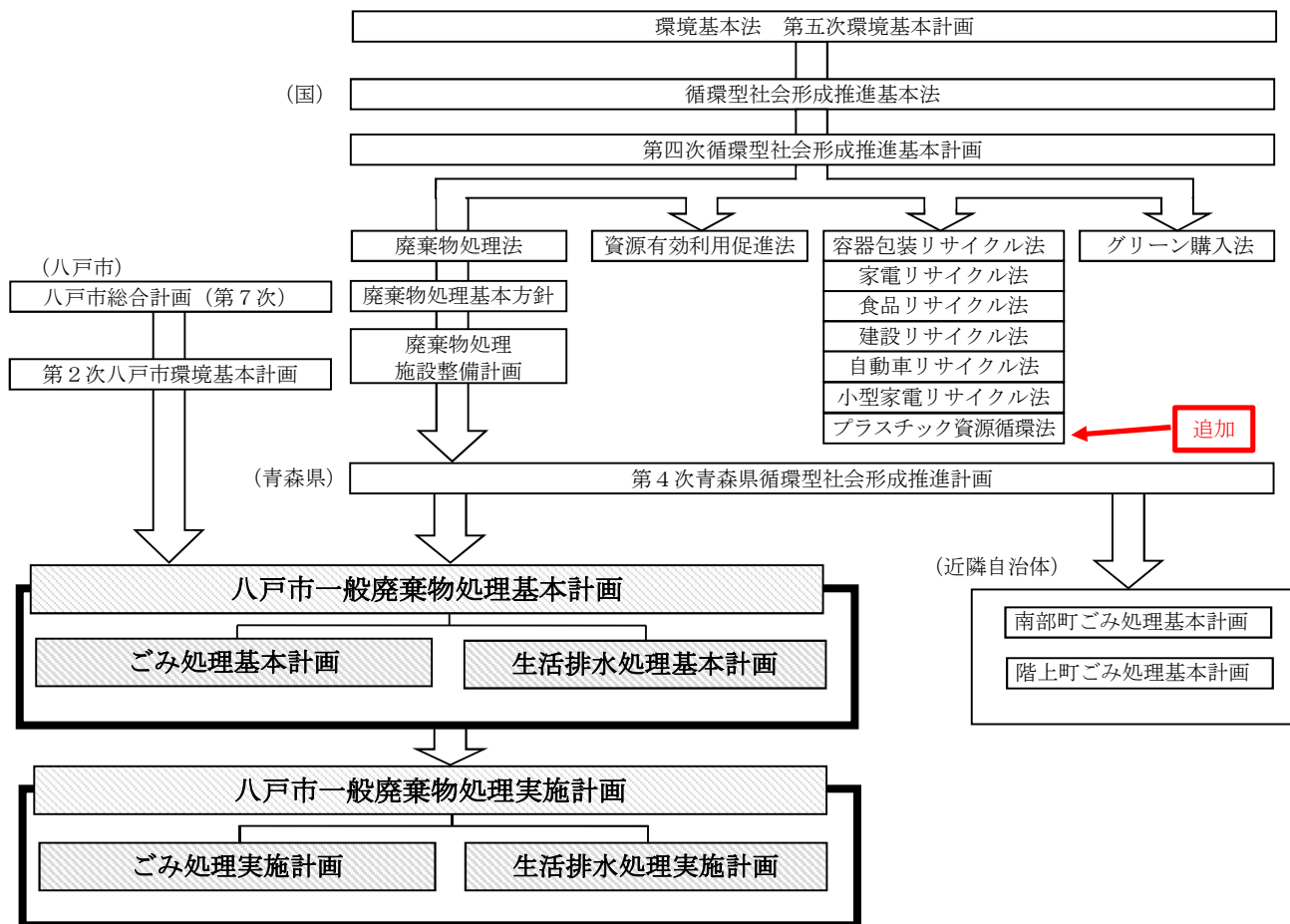


図 2：計画の位置づけと関係法令